

南関町告示第32号

南関町空き店舗等活用開業支援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月17日

南関町長 佐藤 安彦

南関町空き店舗等活用開業支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗又は空き家（以下「空き店舗等」という。）を活用して小売業、飲食業、その他サービス業（以下「商業等」という。）を開業することにより空き店舗等の解消を図るとともに、町の活性化と町民の暮らしやすきの資質の向上に資することを目的として、南関町空き店舗等活用開業支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 商業等の用に供され営業されていた施設で、直近1月以内に事業活動が行われていないものをいう。
- (2) 空き家 個人が居住を目的として建築し、直近1年以内に居住していない家屋で使用されていないものをいう。
- (3) 新規出店者 商業等を営もうとする者又は既に商業等を営む者で町内の空き店舗等を活用し、商業等を開業しようとする個人、個人事業主及び法人、その他団体で次に掲げるいずれにも該当しない者をいう。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業を行おうとする者
 - イ 空き店舗等の所有者、当該所有者の生計同一者又はこれらの者が所属する法人、その他団体（開業のため一年以内に当該空き店舗等を購入した場合を除く。）
 - ウ 特に町長が不適格と認める者

(助成金の交付要件)

第3条 助成金は、町内の空き店舗等を活用して、集客やイメージアップに有効的で、まちづくりに寄与すると認められる事業を行おうとする新規出店者で、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 開業後5年以上継続して営業すること。
- (2) 週4日以上営業すること。
- (3) 助成金の交付申請をした日から6月以内又は当該申請日の属する年度内のいずれか早い日までに開業すること。

- (4) 令和3年4月1日から令和8年3月31日までに開業すること。
- (5) 新規出店者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (6) 町税等を滞納していないこと。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、この要綱に規定する事業に供するための店舗の改修等に要する経費及び備品の購入に要する経費（以下「開業経費」という。）の3分の1に相当する額とする。ただし、30万円を上限とし、助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 前項の開業経費のうち、町以外の機関又は団体（国や県等をいう。）から別途、助成金等を受ける場合は、開業経費からその助成金額を控除するものとする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする新規出店者（以下「申請者」という。）は、南関町空き店舗等活用開業支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、開業日の属する月までに町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本（商業等を開業しようとする個人又は個人事業主の場合に限る。）
- (2) 登記事項証明書又は定款及び規約などの団体の活動内容及び組織等が分かる書類（法人又はその他団体である場合に限る。）
- (3) 空き店舗等の改修工事及び購入する備品の見積書の写し
- (4) 同一世帯全員の町税等の未納がないことを証明する書類（商業等を開業しようとする個人又は個人事業主の場合に限る。）
- (5) 事業者の町税等の未納がないことを証明する書類（法人又はその他団体の場合に限る。）
- (6) 空き店舗等であることの証明書（様式第2号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

（助成金の交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定により申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、助成金の交付の決定をするものとする。

- 2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定をしたときは、その旨を申請者に南関町空き店舗等活用開業支援事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、開業経費の支払が完了したときは、速やかに南関町空き店舗等活用開業支援事業助成金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 所管の税務署で受付を行った所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する個人事業の開業・廃業等届出書（控用）の写し（個人事業主の場合に限る。）
- (2) 開業経費の支払いを証明する書類（領収書等）の写し
- (3) 改修前後の店舗の外観及び店舗内の写真
- (4) 開業経費に備品購入費が含まれる場合は購入した備品の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第8条 町長は、前条に規定する実績報告があった場合は、速やかに審査し、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、南関町空き店舗等活用開業支援事業助成金確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定により確定通知を受けた申請者は、南関町空き店舗等活用開業支援事業助成金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(申請者の責務)

第10条 助成金の交付を受けた申請者は、次の責務を負う。

- (1) 開業から5年間は、事業の現況確認のために必要に応じ、町が行う立入調査を受けなければならない。
- (2) 開業から5年以内に、個人事業主が事業を譲渡又は廃止する場合は、1月前までに所管の税務署で受付を行った所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する個人事業の開業・廃業等届出書（控用）の写しを添えて、事業の廃業等届出書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。
- (3) 開業から5年以内に、法人その他団体が事業を譲渡又は廃止する場合は、1月前までに登記簿謄本の写しを添えて、事業の廃業等届出書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。
- (4) 当該助成金により取得した備品については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。また、取得した備品の処分を行う場合は、事前に備品処分に関する届出書（様式第8号）を提出のうえ、町長の承認を

得なければならない。

(助成金の返還)

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。
- (3) 開業経費として計上した備品を、助成金を受給した日から5年以内に前条第4号の規定によらず無断で有償譲渡した場合
- (4) 町長が特に適当でないと認めたとき。

2 前項の規定は、この要綱に規定する事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。